

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

休業手当金の支給期間の見直しについて (通知)

公立学校共済組合の短期給付制度のうち、休業給付である休業手当金の支給期間を見直しましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 見直し内容

組合員が、被扶養者でない配偶者、父母又は子（以下「対象家族」という。）が病気又は負傷したために欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないときは、支給日数の制限を設けず、所属所長が必要と認めた期間について休業手当金を給付しているところであるが、平成29年4月1日から、同一対象家族の同一傷病について、欠勤を開始した日から引き続き14日間のうち、欠勤した日に対して給付することとする。

給付事由	支給期間	
	【見直し前】平成29年3月まで	【見直し後】平成29年4月から
被扶養者でない以下の者が病気又は負傷したために組合員が欠勤した場合 ・組合員の配偶者 ・父母 ・子	所属所長が休業手当金の支給を必要と認めた期間のうち、欠勤した日 【日数制限なし】	欠勤を開始した日から引き続き14日間のうち、欠勤した日 【日数制限あり】

(注) 被扶養者である組合員の配偶者、父母又は子が病気又は負傷したために組合員が欠勤した場合の支給期間については、現行どおりである（日数制限なし）。

2 取扱い

(1) 平成29年4月1日（以下「適用日という。」）前後における取扱い

同一対象家族の同一傷病により、組合員が平成29年3月31日以前から引き続き適用日以後も欠勤している場合は、適用日以後の期間については、同日以後最初に欠勤した日から起算して、見直し後の規定により給付する。

(例)

平成29年						
日	月	火	水	木	金	土
3月 26 週休日	27 欠勤	28 欠勤	29 欠勤	30 欠勤	31 欠勤	4月 1 週休日
2 週休日	3 欠勤	4 欠勤	5 欠勤	6 欠勤	7 欠勤	8 週休日
9 週休日	10 出勤	11 出勤	12 欠勤	13 欠勤	14 欠勤	15 週休日
16 週休日	17 欠勤	18 欠勤	19 欠勤	20 欠勤	21 欠勤	22 週休日

○印を付した日が休業手当金の支給対象日

例においては、適用日前まで（3月31日まで）は、見直し前の規定により、所属所長が休業手当金の支給を必要と認めた全ての欠勤日について給付する。

また、適用日以後の期間については、見直し後の規定により、適用日以後最初の欠勤日である4月3日から引き続き14日間（4月16日まで）のうち、欠勤日（8日）について給付する。

(2) 被扶養者の認定取消日前後における取扱い

被扶養者である組合員の配偶者、父母又は子が病気又は負傷したために組合員が欠勤した場合については、今回の見直し対象ではないため、支給期間に制限はないが、当該被扶養者が、公立学校共済組合の被扶養者でなくなった（認定取消しとなった）ときは、認定取消日以後の期間については、同日以後最初に欠勤した日から起算して、見直し後の規定により給付する。

(例) 被扶養者である母が平成 29 年 4 月 6 日に 75 歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度へ加入するため、認定取消しとなった場合（認定取消日は平成 29 年 4 月 6 日）

区分	加入制度
75歳の誕生日前（4月5日まで）	公立学校共済組合（被扶養者）
75歳の誕生日以後（4月6日から）	後期高齢者医療制度

平成29年							
日	月	火	水	木	金	土	
3月		被扶養者である					4月
26	27	28	29	30	31	1	
週休日	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	週休日	
被扶養者である			被扶養者でない				
2	3	4	5	6	7	8	
週休日	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	週休日	
被扶養者でない			被扶養者でない				
9	10	11	12	13	14	15	
週休日	出勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤	週休日	
被扶養者でない			被扶養者でない				
16	17	18	19	20	21	22	
週休日	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	週休日	

※ 暦中の◆印は認定取消日（4月6日）

例においては、認定取消日前まで（4月5日まで）は、全欠勤日について給付する。

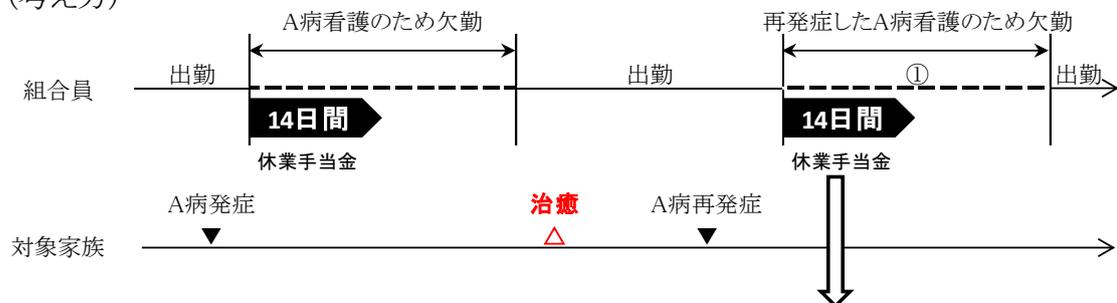
認定取消以後の期間については、見直し後の規定により、認定取消日以後最初の欠勤日である4月6日から引き続く14日間（4月19日まで）のうち、欠勤日（8日）について給付する。

○印を付した日が休業手当金の支給対象日

(3) 対象家族の病気又は負傷の取扱い

休業手当金は、対象家族の一の病気や負傷ごとに給付する。ただし、病気又は負傷が治癒した後、再び同一傷病を発したことにより、組合員が再び欠勤したときは、再び欠勤した日から起算して、新たに休業手当金を給付する。

(考え方)



A病が治癒した後、再発症したため、再度欠勤した期間(①)については、再び欠勤した日から起算して、新たに休業手当金を給付する。

問合せ先
年金給付係 担当 若松
電話 099-286-5220